

# “訴訟せぬ”の真意など

熊本地方  
法務局

## 水俣病患者を調査

熊本地方法務局はこのほど、水俣病患者の人権問題で現地調査を行なった。

調査の内容は①会社からもらつてある見舞い金の額②患者に財産があるかどうか③患者が扶養者か被扶養者か④先の「公害訴訟は起ことぬ」との申し合われは各患者の真意かどうかなど。調査は県人権擁護委員会の委嘱で二十二、三両日、同局権人口擁護課長、永井係長の二人で行なわれ、十月末までにまとめ上げる。

調査は、面接方式によつて行なつて、十一月五日の連合会総会の席上報告する。

世帯のうち五十余世帯を調べ、数世

帯が残つたが、法務局ではこれで調査を打ち切つといつてゐる。

法務局の話では、調査の焦点は

①公害病とみなされる水俣病患者たちが、現在会社から出されてい見る見舞い金で生活が保障されるか②公害訴訟は起ことぬ、との患者家庭互助会の申し合わせに、外部の圧力や利益誘導的なものがなかつたかどうかーの二点があつたといわれる。

ここで「どの程度患者の真意を聞き出せたのか」と疑問視する向きもある。

なお、同調査はさきに熊短大の内田教授から「水俣病患者に対する行政的な措置などに人権無視の疑いがある」と同会に問題が出され、また本社のキャンペーン記事「水俣病は叫ぶ」によつて、一般に知られていない実態が報道されたため、さる六月の理事会で正式に取り上げられ、法務局に調査が委嘱された。法務局の結論が人権侵害や無視の事実があるとなれば、連合会では検討の上で具体的措置をとる方針である。

調査はこれで打ち切る。患者が悲惨だったという報告があつた。十月末に結論を出す。ただ、集計の方法が問題だ。

◇日吉ふみ子水俣病対策市民会議会長の話

一日間で五十余世帯

を回つて真意が聞けるかどうか。

最近みんなとかく神経質になつている時期だけに結果がどう出るか不安だ。公正な結論を期待している。